

令和元年度事業計画書

平成が終わり、新しい令和の下、最初の総会を開催することになった。

平成30年は、社会保険労務士（以下「社労士」と言う。）制度創設50周年という節目の年に当たり、これを記念して、祝賀会・講演会の開催、50周年誌の発行を企画したが、役員・事務局・有志会員のご協力を賜り、成功裡に終えることができ、ここに改めて御礼申し上げる。

本年度は、長崎県社会保険労務士会（以下「県会」と言う。）が、社労士制度創設100周年へ向けてのスタートの年に当たり、また、令和のスタートの年を飾るべく、過去50年の実績を土台にして、今後の飛躍に向けての基礎固めを図る年としたい。

そのため、社労士の業務分野における喫緊かつ重要な課題である「働き方改革」への対応に注力することとする。

「働き方改革」は、第一に、長時間労働の是正、過労死の防止等、および、そのための労働生産性の向上と言う社労士法第1条の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に沿うものであること、

第二に、今後も、人手不足の状況が深刻化すると見込まれる中で、高齢者、既婚女性、介護者、障害者等を労働力として活用するためのものと言える。

このことは、経営資源の中で、ヒト資源に最も関係の深い専門士業である社労士の活動機会が広がることを意味し、社労士＝「人を大切にする」働き方改革の専門家であることを認識し、その下に、国民生活のセーフティネットを支えるという社会的使命を果たすため、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」と言う。）、九州・沖縄地域協議会（以下「九地協」と言う。）および、長崎労働局、日本年金機構、その他関係諸機関と緊密な連携を図りながら、事業の推進に取り組むことにする。

本年度の活動基本方針として、次の3事業を重点事業として推進して行くことにする。

- (1) 長崎労働局等からの受託事業の推進事業
- (2) 電子申請の利用促進事業
- (3) 業務拡充・改善事業に関する研修事業

そして、上記の重点3事業を主体として、次の諸事業を推進して行くことにする。

I. 会員の業務拡充・改善に関する事業

1. 長崎労働局等からの受託事業の推進事業

(1) 医療労務管理支援事業（長崎労働局）

長崎労働局から受託した掲題事業を継続して実施する。

(2) 介護職員等処遇改善加算取得促進特別支援事業

長崎県から受託予定の掲題事業を継続して実施する。

(3) 年金事務所の窓口相談業務受託事業

- a ブース数の削減はあるが、引き続き、受託事業をより確実に実施する。
- b 高齢化等による年金相談員の減少もあり、年金相談員は不足している。このため、新規登録者等に年金マスター研修を勧奨し、相談員の育成を図る。

(4) 連合会が受託した中小企業等に対する働き方改革推進事業（専門家派遣事業）への協力掲題事業に係る派遣型専門家を選任し、中小企業等への個別訪問等の事業に協力する。

2. 県会主導事業

(1) 「院長のための労務110番」事業

県会事業として、診療所（小規模医療機関）を対象とする電話相談対応等の事業（「院長のための労務110番」事業）の立ち上げを検討する。

具体的には、長崎労働局から受託した「医療労務管理支援事業」と併行して、同センターの相談担当者が兼務の形で行うことにする。

このため、長崎県医師会との接触を図る。

(2) 保育事業の労務管理相談・指導事業

連合会が計画しているフォローアップ研修、その他の実務研修等を通じて得た相談能力を実務に活かしていく。

(3) 街角の年金相談センター（オフィス）事業

① 年金事務所では予約相談のみに切り替えており、飛び込みの相談者には、街角オフィスを案内していることもあり、相談件数は増加している。

引き続き、街角オフィスのこうした長所等の広報活動に努め、相談者件数の増加を図る。

② 昨年度から実施している五島出張相談を行う。

ただし、日本年金機構の予算が厳しいことから、五島以外への出張相談は行わないこととする。

(4) 労働紛争解決センター（ADR）利用促進事業

① 県会で運営している総合労働相談所における相談を、あっせんに繋げる。

② このため、連合会の社会保険労務士総合研究機構の村田毅之所長（松山大学教授、愛媛労働局紛争調整委員）他の実務研究者を講師に、研修会を開催する。

3. 電子申請の利用促進事業

(1) 政府は、行政手続きの電子申請化による業務の効率化、経費の削減を目指している。

その中で、社労士業務の電子申請化率は低い水準にあり、県会として、会員の電子申請化を重点事業として推進する。

その前段階にあたる電子証明書の取得率の10%アップを目指す。

(2) このため、会員が電子申請用のAPIソフトを導入する際の手続き等に関する研修会を開催する。

II. 社会貢献に関する事業

1. 総合労働相談所・年金相談センター事業

県会として、毎週水曜日に開催している総合労働相談所・年金相談センター事業については、引き続き、受託を目指している長崎労働局からの事業と相乗的な運営を行う。

その利用促進を図るための広報活動を積極的に行う。

2. 学校教育に関する事業

3年前から本格的な活動を開始した「高等学校、専門学校等の学校教育の場に、会員を講師として派遣する事業」について、本年度も、学校の年間計画に織り込んでもらうべく、期初から働きかけを行う。

なお、日本年金機構が推進する「地域における年金運営の展開に関する事業」とのタイアップ等により、効率的な運営を図る。

3. 成年後見制度への対応に関する事業

(1) これまでの受任状況は低迷している。

その主因を検討し、社労士としてできる後見業務はなにかを理解し、社労士の強みを活かせる業務を、社労士単独ではなく、他の専門家と共同で受任する方式を採用する等、現状打開策を考える段階にある。

このため、社労士の強みを盛り込んだパンフレットを作成し、家庭裁判所や他の専門家等に、広報していく活動を推進することにする。

(2) 社労士ができる業務に関する研修会を開催し、成年後見人候補者となり得る能力を習得してもらう。

4. 労働条件審査への取り組みに関する事業

他県会の取り組みを研究し、研修会等を通じて知識・方策等の取得に努めるとともに、政治連盟を主体として各自治体へ働き掛けて行く。

5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業における社労士の専門分野については、労働紛争解決センター及び総合労働相談所を紹介できるよう情報提供を行うなど、引き続き、同センターへの協力を行う。

6. がん患者の就労支援事業への協力事業

がん診療連携拠点病院（長崎大学病院）の相談支援センターから、労務関係、障害年金受給手続き等の社労士としての専門知識・能力が必要な事案に関し、協力要請があった場合、会員を派遣する。

Ⅲ. 資質向上に関する事業

会員の資質向上を図るため、連合会、九地協及び行政機関等の協力を得て、次の研修を実施するとともに、会員の積極的な参加を勧奨する。

1. 業務拡充・改善事業に関する研修事業

重点事業の一つとして、掲題事業を推進する。

- (1) 診療所の労務管理相談・指導事業
- (2) 障害福祉・介護事業の労務管理相談・指導事業
- (3) 保育事業の労務管理相談・指導事業
- (4) ROBINS を活用した経営労務診断サービス推進事業
- (5) 成年後見制度への対応に関する事業
- (6) 労働条件審査への取り組みに関する事業
- (7) ADR利用促進事業

2. 連合会が主催する研修

- (1) e-ラーニング社労士研修
- (2) 特別研修
- (3) 年金マスター研修
- (4) 街角の年金相談センターが実施する研修

3. 九地協及び九州地区他県会が主催する研修

- (1) 九地協が主催する研修会に、県会員の参加を勧奨する。
- (2) 九州地区他県会開催の研修会を会員に案内するとともに、当県会開催の研修会を他県会にも案内する。
- (3) 上記(1)～(2)の研修会の参加会員に対する受講料の補助を行う。ただし、補助額の見直しを図る。

4. 長崎県会主催の研修

- (1) 新規入会者研修(必須)・新規開業者研修事業
前年度に引き続き、新規入会者研修と新規開業者研修を抱き合わせして行う。
- (2) 倫理研修(必須)
受講勧奨活動に努め、止むを得ない理由がない未受講者の一掃を目指す。
- (3) 講師養成研修、相談員養成研修
- (4) 補佐人制度に関する研修
- (5) ADR利用促進に関する研修
- (6) 労働、社会保険諸法令に関する研修
- (7) 人事労務管理に関する研修
- (8) 日本フルハップと提携による安全衛生管理研修

(9) 障害年金に関する研修

IV. 広報に関する事業

1. 連合会の広報計画で提案されている全国統一テーマである「『人を大切にする企業』づくりに関する企業理解を促進する」、及び、「社労士＝『人を大切にする』働き方改革の専門家であることをPRする」をテーマに幅広い広報活動を展開する。
2. 会員向けに、「会報ながさき」及び「社労士通信」を2か月に1回発行するとともに、緊急かつ重要な情報については、その都度情報提供を行う。
3. 「働き方改革」関連法案の内容等、社労士制度、マイナンバー制度、総合労働相談所、年金相談センターおよび県会の諸事業などについて、情報提供に努める。
4. 県会ホームページを県民・会員にとってより価値ある情報源とするため、機能充実を図る。
5. 「社労士制度推進月間」に無料相談会、社労士会セミナーを開催する。
6. 11月30日の年金の日に無料電話相談を行う。
7. 12月2日の社労士の日に新聞広告等を行う。
8. 開業社労士名簿を行政機関等に配布する。
9. 県会主催の各種行事について、プレスリリース・新聞広告等を積極的に行う。

V. 行政機関等との連携に関する事業

1. 全国労働保険事務組合連合会長崎支部の事業
 - (1) 会員の（労働保険）適正加入推進員の受任
 - (2) 労保連労働災害保険の加入勧奨
 - (3) 周知・啓発事業として行うセミナーへの講師派遣
2. 中小企業庁及び日本政策金融公庫との連携による中小企業支援に関する事業、総務省の行政相談員の委嘱、国土交通省の建設業の社会保険未加入問題への取り組み等に連携・協力するとともに、行政機関等の研修会等への参加、及び、講師・相談員の派遣について引き続き連携・協力する。

VI. 関係団体等との交流に関する事業

1. 「専門士業による何でも相談会」（無料相談会）に相談担当者の派遣を行う。
2. 社労士制度に対する理解と協力を得るため、労使関係団体、農業団体等と積極的に交流を行い、これら団体等が開催する講演会・相談会への参加、及び、講師・相談員の派遣を行う。

Ⅶ. 組織運営・県会財政に関する事業

1. 労働部会の見直し
2. 支部主催の研究会や行事の開催などを通じて、支部活動の活性化に努める。
3. 勤務等会員との意見交換会などを通じて、勤務等会員の活動の機会が増加するよう努める。

Ⅷ. その他の事業

1. S R 経営労務センターの運営・発展に協力する。
長崎 S R 経営労務センターが、10月18日に開催を予定している「西日本経営労務センター交流会」の運営支援を行う。
2. 連合会が実施する社労士試験事務に協力する。
3. 社労士賠償責任保険への加入促進を図る。
4. 図書および諸帳票類の斡旋頒布を行う。
5. その他必要に応じて各種事業を行う。

以上